

<財団が進めるコミュニティチャンネルについて>

Scmは公益的立場から、CATV施設を活用して地域コミュニティに貢献するような、地域情報インフラとして、コミュニティチャンネルについて調査・研究を行ってまいりました。

Scmが進めるコミュニティチャンネルは、既存のCATV施設を活用した、具体的なシステムとして、平成14年度からの実験放送を踏まえ、平成16年3月から本放送を開始しています。(千葉県市原市 ちはら台地区)

地元主体のコミュニティチャンネルです。

一般的にコミュニティチャンネルといえば、CATV事業者の自主制作番組(自主放送チャンネル)を指します。しかし、Scmが導入を進めるコミュニティチャンネルは、地元住民の方々が自ら放送事業者となり、文字や映像などを通じて、地域のイベント案内等の地域情報を発信していくチャンネルであり、地元住民が主体となって運営を行っています。そのためにScmは、チャンネルの提供と放送機器の貸与、技術協力等を通じて、地元住民の方々の放送局運営を支援しています。

ちはら台地区では、地元自治会が有線テレビジョン放送法上の放送事業者になりました。

千葉県市原市のちはら台地区では、平成16年3月1日から、既存の自治会組織が放送事業者となり、自治会館の一室にスタジオを設け、「自治会情報」、「教育情報」、「行政情報」、「イベント情報」、「サークル活動情報」、「生活支援情報」等の地域情報を放送しております。このため平成16年2月12日付で、有線テレビジョン放送法に基づく「放送番組審議会」を設置しています。

パソコンで編集・送出をします。

- ① 番組は、地域住民の方々が制作した文字情報や動画情報を、フロッピー、DVD等から、編集用パソコンに取り込み、放送時間や日時の設定を行うことで、送出用パソコンからCATV回線へ自動送出されます。
- ② 自動送出された番組は、CATV回線を通じてスタジオからヘッドエンドまで送られ、そこから他の番組と同様に、各家庭へと送出されます。
- ③ 番組運営のために用意する機器は、編集用パソコン、送出用パソコン、編集用ソフト、送出用ソフト等です。また、伝送路等には、ポータブル変調器、ビデオ復調器、分岐器等の整備が必要となります。

【整備機器の構成】

